

○経済産業省告示第百五十五号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十四第一項の規定に基づき、石油精製業の事業適応の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年七月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

石油精製業の事業適応の実施に関する指針

一 基本認識

石油は、国内需要は減少傾向にあるものの、現在においても、国内で消費される一次エネルギーの四割程度を占めており、特に、エネルギー密度が高いという性質から、運輸部門の石油に対する依存は極めて大きい。また、石油製品は可搬性や機動性が高いため、災害時におけるエネルギー供給の「最後の砦」としての役割を有する。このため、石油は、我が国にとって引き続き重要なエネルギー源である。

こうした石油についての国内安定供給の中心的な役割を担う石油精製業は、人口減少等による国内需要の減少や、アジアを中心とした世界の石油精製能力の拡大に伴う国際競争の激化など、厳しい事業環境に直面している。また、今後、カーボンニュートラルへの移行に伴う更なる国内需要の減少への対応も求められる。そのような中、我が国の石油

精製業は、頻発する災害へのレジリエンスの強化のみならず、事業基盤の再構築、製油所のグリーン化、新たな燃料の供給等にも取り組むことで、成長を遂げていくことが求められる。

石油精製業を取り巻く現状と課題は、以下のとおりである。

イ 産業構造

石油精製業は、石油の上流（開発）・中流（精製）・下流（流通）のうち、主に中流（精製）機能を担い、中東などの産油国から原油を調達し、製油所において原油からガソリン・軽油などの石油製品に精製することを通じて、石油の国内安定供給の中心的な役割を果たしている。現在存在している国内製油所の多くは、戦後の高度成長期に運転を開始し、臨海部の石油コンビナートの中核に立地している。国内石油需要の減少や規制緩和が進む中、業界再編が進み、現在では五社（グループ）に集約されている。

石油のエネルギー源としての重要性に鑑み、国内の石油の安定供給を確保するため、引き続き、国内の石油精製業の経営基盤の維持・強化が重要である。

ロ 石油精製業を取り巻く環境について

世界的に気候変動対策の動きが加速していく中、我が国においても二十二十年十月に「二十五十年カーボンニュートラル」が宣言された。

今後、自動車の電動化など、脱炭素化の流れがますます加速し、国内の石油需要の減少も更に加速することが見込まれる中、石油精製業は、エネルギー供給企業として、カーボンニュートラルへの移行に伴う新たな燃料供給ニーズをチャンスとして捉え、例えば、持続可能な航空燃料（SAF、Sustainable Aviation Fuel）、水素や合成燃料等の新たな燃料ニーズにも対応した燃料供給体制を構築するといった事業基盤の再構築を進めていくことが求められる。こうした構造転換を進めていくことは、国内の石油需要が減少していく中でも、引き続き、重要なエネルギー源である石油の安定供給を確保することにも繋がる。

二 指針策定の必要性

前述のとおり、カーボンニュートラルといった大きな環境変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ侵攻を契機に、サプライチェーンの強靱化に向けた取組も急務となっている。特に、カーボンニュートラルに向けた対応は、先進国を中心に、その動きが加速化しており、そのような状況の中、我が国の石油精製業が引き続き、国際競争力を維持、強化していくためには、新たな需要を積極的に獲得するための迅速かつ積極的な脱炭素化に向けた投資への後押しが必要である。今後、こうした投資を後押ししていくためには、事業適応を促していく必要があり、この観点から本指針を策定し、その基本的方向性を示すこととする。

三 事業適応に関する基本的方向性

製品の製造段階から燃焼までのいわゆるライフサイクルで脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を進める企業に対し幅広く政策措置を講じる。また、法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品のうち燃料（以下単に「燃料」という。）については、二千五十年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を行い、その生産及び販売を拡大する計画を認定するものとする。

イ 情報技術事業適応に関する基本的方向性

石油精製業において更なる生産性向上・競争力強化を図るためには、製油所のオペレーションなどにおけるデジタル化を一層進めていくことが必要である。製油所のデジタル化は、オペレーションやメンテナンスなど多くの業務で熟練者の経験やノウハウに依存しているといった課題の解決や、感染症蔓延下における省人化した安定操業の維持にも寄与する。

近年、石油精製事業者において、自社内にデジタル部門を新設し、例えば、AI技術を活用した配送計画の最適化や、最新の基幹システムの構築など、様々な取組が行われている。今後も、製油所におけるAI・IoT技術の活用やドローンを活用した設備の点検といったスマート保安の推進など、石油精製業のデジタル技術の活用に向けた取組を進めていくことが必要である。

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

(1) 石油精製業のライフサイクルでの温室効果ガス排出削減に向けた取組

二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けて、石油精製業全体として、製品の製造段階から燃焼までのいわゆるライフサイクルでの温室効果ガス排出削減に取り組む必要がある。

また、燃料については、二千五十年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を積極的に行い、その生産及び販売をしていくことが必要である。

(2) サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

燃料は航空会社の脱炭素化に資するだけでなく、航空機に搭乗する旅客又は搭載する貨物に関係する事業者の脱炭素化にも貢献するなど、幅広い経済波及効果が期待される。経済波及効果を安定的なものとするという観点から、燃料の安定供給に努めること及びサプライチェーンにおける適正な取引環境を確保することが必要である。

(3) 主要市場・成長市場における持続的な需要獲得に向けた取組

今後の我が国の石油産業が、国際競争力を維持・強化していくためには、燃料や合成燃料などの次世代燃料への転換など、エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた取組を通じて、市場を創出していくことが必要不可欠である。

そのため、本取組を実施する事業者においては、グローバル市場獲得に向けた方針等を策定することが重要である。その際、グローバルの市場環境や各国政府動向など幅広く分析したうえで、事業適応計画を実施するとともに、当該事業適応計画の実施期間の終了後においても、同計画に基づく取組を継続し、又は、更なる拡大に向けた取組を行うことに留意する。

(4) その他の取組

(サイバーセキュリティの確保)

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては石油製品の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、本制度の目的及び基本方針

の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、事業者自らサイバーセキュリティの確保に向けた方針について示し、事業適応計画の実施期間においてこれらを継続して実施することが重要である。

(経済活動における人権の尊重)

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。こうした背景を踏まえ、事業適応計画の実施に当たっては、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権尊重の取組を実施し、その方針について示すことが重要である。

四 事業適応計画に対する政策措置に関する指針

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の主務大臣の認定を受けるに当たっては、前述の基本的方向性に則り、以下を要件とする。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上

燃料の生産を行うための設備の投資に関し、次のいずれにも適合することを要件とする。

- ① 五百億円以上の初期投資を実施すること。
- ② 投資対象は年産十万キロリットル以上の生産能力を有する生産設備とすること。
- ③ 燃料のジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量を十パーセント以上とすること。
- ④ ③で規定される値に、燃料のジェット燃料油に対する混合割合上限の値を乗じて算出される値は、五パーセント以上とすること。

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。加えて、産業競争力基盤強化商品である燃料の生産及び販売に当たっては、原則として、常温に換算した数量によるものとするが、現実の取引等の数量が見掛けの数量によっている場合には、当該数量によることとしてもさしつかえない。

- ① 事業の透明性確保に努めていること。その際、国外からの過度な支援の重複を避けること。
- ② 燃料の生産事業に関し、付加価値の創出を実現するための取組の方針及び当該事業適応を行う事業所において達成する各事業年度の付加価値率の目標値について示していること。その際、事業適応計画終了年度における付加価値率については、十パーセントを下限とする。

- ③ 燃料の生産及び販売を通じて、製造設備やノウハウの波及に向けた取組の方針について示していること。
- ④ 燃料の海外需要の獲得に向け、事業年度毎の数値目標を含む取組の方針について示していること。
- ⑤ 燃料の生産及び販売を通じて、航空分野のみならず他分野との連携の方針について示すこと及び他分野の脱炭素化に向けた取組の方針について示していること。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則（令和六年九月二日経済産業省告示第三百三十四号）

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

附 則（令和七年三月二十五日経済産業省告示第二十六号）

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。

附 則（令和七年六月三十日経済産業省告示第二百二号）

この告示は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。